

平成26年10月3日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 中村 正孝
中澤 基行
藤本 弘
石野 善司

亀岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第2号議案

亀岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会議員定数条例（平成13年亀岡市条例第43号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会議員定数条例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員定数条例（平成13年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

「26人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。